

船舶事故調査報告書

令和2年3月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|----------------------------------|---|
| 事故種類 | 衝突（防波堤） |
| 発生日時 | 令和元年10月20日 03時05分ごろ |
| 発生場所 | 新潟県新潟港外港 新潟港西区第2西防波堤灯台から真方位209°690m付近 （概位 北緯37°58.2′ 東経139°04.4′） |
| 事故の概要 | 遊漁船あおい丸は、航行中、防波堤に衝突した。 |
| 事故調査の経過 | 令和元年11月5日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 | 遊漁船 あおい丸、10.95トン NG2-2181（漁船登録番号）、個人所有 第241-1982号（船舶検査済票の番号） |
| 乗組員等に関する情報 | 船長、一級小型・特殊・特定 |
| 負傷者 | なし |
| 損傷 | 本船 船首部に圧壊 防波堤 なし |
| 気象・海象 | 気象：天気 曇り、風向 北、風力 3、視界 良好 海象：波向 北北西、波高 約1m、潮汐 上げ潮の中央期 月齢：21.4（中潮） |
| 事故の経過 | <p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客8人を乗せ、船長が、船首部に立ってリモコン装置を使用して操船を行い、南北方向に伸びる新潟港外港第2西防波堤（以下「本件防波堤」という。）を左舷側に見ながら、約10ノットの対地速力で本件防波堤に沿って北進した。</p> <p>本船は、船長が、本件防波堤を通過した後に操舵室に戻り、北西方の目的地に向けて自動操舵装置を航法モード（設定した目的地に向けて針路の補正を行う機能）に設定するつもりでいたが、寒さを感じて本件防波堤を通過する前に操舵室に戻り、航法モードに設定したところ、直後に左転を始めて本件防波堤に衝突した。</p> <p>本船は、浸水がなく舵に異常がなかったため、自力で航行して係留地に戻った。</p> <p>船長は、操舵室に戻った際に本件防波堤を通過したと思い込み、自船の位置を確認しないまま自動操舵装置を航法モードに設定したと本事故後に思った。</p> |
| 分析 | 本船は、夜間航行中、船長が、本件防波堤を通過したと思い込み、自動操舵装置を航法モードに設定したことから、直後に左転を始めて本件防波堤に衝突したものと考えられる。 |
| 原因 | 本事故は、夜間航行中、船長が、本件防波堤を通過したと思い込 |

| | |
|--------------|---|
| | <p>み、自動操舵装置を航法モードに設定したため、本船が直後に左転を始めて本件防波堤に衝突したものと考えられる。</p> |
| 再発防止策 | <p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 自動操舵装置を操作する際、自船の位置及び周囲の障害物をよく確認すること。 |